2	削除
［3～11　略］	
12	削除
［13～19　略］	
20	削除
［21～25　略］	

［2～4　略］

2	(1)　埼玉県東松山市箭弓町1―2―19　(106.70) (2)　埼玉県比企郡川島町大字戸守字賀美408―1　(57.20)	北緯36度02分15秒東経139度24分13秒の地点と北緯35度59分53秒東経139度26分01秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～11　同左］		
12	(1)　茨城県水戸市宮町1―1―83　(92.10) (2)　茨城県水戸市堀町字北ノ前104―1　(86.00)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度24分33秒東経140度24分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～19　同左］		
20	(1)　千葉県柏市豊四季237―1　(78.20) (2)　千葉県柏市大井字天神向2476　(59.60)	北緯35度52分01秒東経139度56分46秒の地点と北緯35度51分23秒東経139度59分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度51分22秒東経139度59分07秒の地点と北緯35度51分06秒東経140度00分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［21～25　同左］		

［2～4　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

四十　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］		
3	(1)　岩手県一関市田村町1―14　(74.00) (2)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂154―1　(171.20)	［略］
［4～15　略］		

改正前		
1　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　同左］		
3	(1)　岩手県一関市田村町1―14　(74.00) (2)　宮城県栗原市金成有壁伊勢堂151―1　(171.20)	［同左］
［4～15　同左］		